

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平口委員長 次に、階猛君。

○階委員 希望の党の階猛です。

最初に、きょうの各紙において、愛媛県の担当者が書いたとされる文書と類似する文書が農林水産省で見つかったということが挙げられておりました。この件について、事実関係を農水省にお答えいただければと思います。

○岩本政府参考人 お答え申し上げます。

報道におきまして、愛媛県庁が作成した文書のことの問題になっておりましたが、農林水産省にそれが配られたということにつきまして、事実関係の調査を行いました。

その結果、該当する文書につきましては、課長補佐級の職員一名が文書を保有していることが判明いたしましたところであり、その旨を本日大臣から公表したところでございます。

○階委員 既に公表されたというのを伺いましたけれども、今までは愛媛県の内部文書という前提で、これが真実なのかどうかということが議論

されてきましたけれども、中央省庁である農水省にも出されたということは、この文書の内容の真実性を裏づける重要な事実だと思えます。

というのも、内部の文書よりも、一般論としては正確性を期して文書を作成するはずですし、まして、首相秘書官がどんなことを言ったのかという内容ですから、もしそこに愛媛県の担当者が虚偽の事実を書いて、それが事後的に発覚したとなれば、愛媛県が進めようとしていた加計学園の開設にもマイナスの影響が及ぶということで、全く虚偽の事実を書くことは考えられない、そういうことが言えるわけです。

にもかかわらず、そういう文書を作成して、しかも中央省庁の農水省に出したということは、私はこの文書の真実性が裏づけられたのではないかというふうに思っています。

農水省さんの方で、ちよつと私もずっと委員会に出ていたので公表したということは今初めて聞きましたけれども、公表したということ以外に、この内容の真実性にかかわるようなコメント、何かございましたでしょうか。

○岩本政府参考人 この文書につきましては、体裁等から見まして、恐らく県の内部で状況を報告するための内部での文書が提出されているということとでございます。また、県の方から、県の名前で農林水産省に提出された資料でもないということ、ちよつとその性格がいま一つはつきりしないところでございますが、内容の真偽につきましては、そういう意味におきまして、私ども作成していないものですから、そこは県の方で説明す

る責任があるかと思っております。

○階委員 ごめんなさい、どういう経緯で農水省が入手するに至ったのか。記事などによりますと、愛媛県の方が農水省にこの件について相談するときに渡したもののじゃないかみたいなことをどこかで見ましたけれども、その件についてはどうなんですか。入手経緯ですね。

○岩本政府参考人 この獣医師の方の関係の担当の部署の職員によるヒアリングをいたしましたので、その際に、例えば、県の方から訪れて文書を渡したようなことはなかったかとか、県から農林水産省に対して、そういう今報道で言われているような文書を持ってきたとか持ってこないというようなことがあったかどうかとか、あるいは文書そのものがあるかということヒアリングしております。

ただ、この文書を持っているということが、ヒアリングした結果、当該職員の前任者がこれを受け取っておりますので、その際は、ちよつとその別紙文書を、その文書を見た記憶がない、それから、後任に渡した記憶もないけれども、それが後任の引継ぎの文書の中に入っていることだったものですから、経緯というところまではわかっておりません。

以上でございます。

○階委員 ちよつとそこら辺も重要な事実なので、農水省は、後で結構ですから、入手した経緯とか入手したときの状況、これについて後で御説明をいただければと思います。よろしいですか。（岩

本政府参考人「はい」と呼ぶ）では、結構です。農水省、ありがとうございます。

それでは、本題の方に入っていきたいと思いますが、この委員会で山尾委員も訟務局の訴訟代理の問題についていろいろ取り上げておりますが、私は、その訟務局のもう一方の機能である予防法務の機能についてきょうは取り上げたいと思いません。

既に予防法務に携わる人が、この間ヒアリングしたところだと、訟務局には十六人ぐらいいらっしゃる、専従ですね。それ以外にも、地方ではその訴訟代理の仕事と兼務するような形で予防法務に当たられている方もいらっしゃる。そういう人たちが、去年、二十九年、暦年ベースですけれども、本省では三百件ぐらい、地方では二千七百件ぐらい、合計三千件もの法律相談に応じているということをお伺っております。

この法律相談というのがどういった事件について受けていらっしゃるのかということをお伺い、まず、法務省の参考人からお聞かせください。

○館内政府参考人 お答えいたします。

訟務局で実施しております予防司法支援でございますが、各府省庁の施策や業務につきまして、具体的な法的紛争が生じる前であっても、当該府省庁からの照会に対し、訟務局がこれまでの訴訟対応等によって得た知見を提供するなどして法的問題について助言する業務でございます。

その対象ですけれども、訟務局の業務が国の利害に係るある民事訴訟及び行政訴訟に関する事務として行う業務であることから、民事事件又は

行政事件に至る可能性がある法的問題を有する事案を対象としております。

○階委員 民事事件あるいは行政事件に関するものということでした。

そうすると、例えばですけれども、背任やセクハラ的事件などで公務員が刑事訴追を免れるといった目的で皆さんのところに法律相談をした場合というのは、受け付けることはできないという理解でよろしいですか。

○館内政府参考人 先ほど申したとおりで、訟務局で実施しております予防司法支援とは、行政機関からの相談に対し法的問題について助言する制度でありますから、国家公務員個人からの照会には応じておりません。

また、予防司法支援制度は、民事事件又は行政事件に至る可能性がある法的問題を有する事案を対象としており、刑事事件に関する照会は対象としておりません。したがって、各府省庁からの照会でありましても、特定の公務員の行為が犯罪に当たるかどうかといった刑事事件に関する照会は予防司法支援制度の対象にはならないと考えております。

○階委員 個人からは受け付けない、刑事事件も受け付けない、こういうお話でしたけれども。

ところで、公務員からセクハラ被害を受けた方がいらつしやると思います。この人が国を相手に損害賠償請求を起こそう、国家賠償請求訴訟を起こそうとしている場合、これは、相手方は国でありますし、また国家賠償請求ですから、民事の特則なわけですね。こういったケースでは相談は受け

付けられるかどうか、お答えいただけますか。

○館内政府参考人 仮定の設例についてお答えすることは困難であることは御理解いただきたいと思います。思うんですけども、予防司法支援制度は行政機関からの相談に対して法的問題について助言する制度ですから、国家公務員個人からの照会には応じていないということは先ほど申したとおりでございます。

その上で、一般論として申し上げることになりますけれども、予防司法支援制度ですけれども、民事事件又は行政事件に至る可能性がある法的問題を有する事案を対象としておりまして、国が国家賠償法上の責任を負うか否かを問うなどの形で照会を受けた場合、予防司法支援として法的観点から国家賠償法上の要件の該当性等につき回答することについてはあり得ますけれども、刑事事件に関する問題を有する事案は対象としていないということでございます。

○階委員 微妙な言い回しでしたけれども、事案が、セクハラ、あるいは何でもいんですけども、刑事事件にかかわるような場合であっても国家賠償請求が提起されるかもしれないといった場合に法的なアドバイスはできるといったことをおっしゃられたということでしょうか。

○館内政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げますと、国家賠償法上の違法性の有無の判断と刑法法規の解釈適用や刑事処罰の見直しなどに関する判断とは異なるものではないかと、府省庁の職員の不祥事などということに関しまして、当該職員が所属する行政機

関が国家賠償法上の責任を負うか否かについて相談を受けて、これに回答しましたが、当該職員の刑事処罰に関する相談に応じているということにはならないのではないかとふうに認識しております。

○階委員 私は、かなり国賠法上の違法性の判断と刑事責任を負うかどうかの判断というのは重なる部分があると思ひまして、事実上、刑事訴追の対象となる行為が国家賠償請求の対象となるよという事で刑事事件の法律相談も受け付けることが、事実上ですけれども、できるようになると思ひますね。そうすると、対象が無限定になるのではないかとふうに思ひますし、ここからは大臣にお聞きしたいんですけれども、仮にそうだとすると、公務員が不祥事を行った場合には、一般人とは異なって、無料で有能な検事出身あるいは裁判官出身の法律家に法的アドバイスを受けることができるということですから、不公平ではないかというふうに思ひますね。

これは余り今まで私も考えていなかった論点なんですけれども、ちよつとこの訟務機能、予防法務の機能の限界がどこにあるのかということ、私は、今言ったようなケースでは、やはり不祥事を起こした公務員のために法的アドバイスを受けるというのをおかしいと思ひますが、大臣の御見解をお願いします。

○上川国務大臣 刑事訴追の対象となる行為、これが国家賠償請求訴訟の対象となるような場合について、先ほど委員からも幾つかのケースという形で御指摘がございまして、いろいろなケースが

想定されるということですが、仮定の設例につきましてお答えすることについてはなかなか難しいということございまして、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

そこで、御質問をいただきました、訟務局で今実施しております予防司法支援ということですが、これは先ほど局長からも答弁のとおり、各府省庁から受けた施策や業務に関する法的な問題の有無についての相談につき、助言を行う業務ということございまして、特定の公務員の個人に関する刑事事件の法律相談とは異なるものであるということでございます。その意味では、御指摘のようなことにはならないのではないかとふうに思ひます。

また、訟務局の実施している支援ということでございますが、実際、先ほど申し上げたとおり、各府省からのさまざまな法的問題の有無についての相談に対する助言業務ということでありまして、特定の公務員の個人から不祥事への対応につき照会を受けて助言するというのもしております。ということ、この予防司法支援制度そのものは、行政のコンプライアンス、これを確保し、そして、ひいては国民の皆様の権利利益に資するものであるということございまして、公務員個人の利益を守るということを目的とするものではないというふうに理解をしているところでございます。

したがいまして、不公平との御指摘につきましても、当たらないものと考えております。

○階委員 訟務局ができるときに、当時松島さん

が法務大臣でいらつしやったと思ひますけれども、何か、「法務省というのは、もともと法律のプロ、検察官や裁判官を長く経験した者たちを抱えておりますので、いわば政府の顧問弁護士として、」訴訟や紛争を未然に防止する、そのような法的な支援、アドバイスも行つてまいりたい、これは予算委員会での平成二十六年十月三日の答弁なんですけれども、そのようなことを言つていまして、かなり幅広く、いろいろなアドバイスができるのではないかとふうにも聞こえるわけですから、そうではないんだということ、例えばですけども、例えばセクハラの問題について、当該省庁から、国賠のリスクがあるかもしれないので相談に乗つてほしいと言われたとしても、これは全く訟務局の範疇ではないということ、これははねつけるということ、今の答弁はそういう趣旨だということでもよろしいですか。

○館内政府参考人 お答えいたします。先ほど申したとおりで、訟務局の予防司法支援につきましては、これは所掌の範囲で行つていくということございまして、その所掌の範囲を超えて予防司法支援制度を実施するということはないものと考えております。

○階委員 それでは、そのように厳正に運用していただきたいと思ひます。

きょうは、訟務局というのは、そういう案件ではなくて、本来やるべき案件についてまだ十分カバーしていかないのではないかとということについてもお尋ねしたいと思ひます。

理財局長に来ていただいていますけれども、き

ようお配りしている資料に、一枚目には、もうこれは公表されております森友学園事案についての法律相談の文書の一覧が掲げられております。

一番から二十五番までありまして、一番問題になったのは、新たなごみが発見されたということで、損害賠償リスクがあるから価格算定を迅速にやらなくちゃいけないとか、あるいは自分たちでごみを処理する時間がないということで、あっという間に八億円という値引きが決まっている。そして、当初は貸付契約だったのが売払い契約に変えられているということで、急に方向が変わったわけですね。

でも、この一覧を見ていただきますと、その前のごみが発見される前の貸付けについては一番から二十三番までありまして、ごみが発見された後どうしようかというのが二十四番です。

二十四番の回答では、きょう、二ページ目以降に資料二ということをつけておりますけれども、どうしようかということに対して明確な答えがないわけですね、その法律相談に答えている部署は。

例えば、この四ページ目の左側の、問一に対する回答の冒頭のところ、三行目ぐらいに、「事実関係が本書記載の事実関係のみでは不明であるため、明確な回答は困難である。」と。その下、ラインが引いてありますけれども、「国において撤去すべき義務があるのは、以下の図表における、本件報告書に含まれない廃棄物等であり、「云々かんぬん」とありまして、以下の図表というのが、二枚めくっていただいたところにあります。

六ページ目ですけれども、資料の六ページ目でフローチャートのようなものがあるわけですね。フローチャートの一番左側に行った場合には損害賠償リスクはあるんだけれども、この段階では何とも言えませんよということになっています。

そうした回答の最後に、五ページ目にちよつと戻っていただきますけれども、五ページ目の右側上の方ですけれども、「具体的に、どのような経緯、内容で契約解除、損害賠償の請求をされるか不明な段階では、対処方法について回答することは不可能である。また、賃借人の請求内容を法的に精査することは考えられるものの、本件を具体的にどのように進めるべきかについては、法令照会の趣旨に反するため、この点においても回答が困難である」といったことで、要は、まだこの段階では何とも言えないよということなんです。なぜか、その次の法律相談、最後の二十五番目のところでは、売払いを前提として、売払いをした後、更に新たなごみが見つかった場合でも損害賠償を受けられないようにしたいということで、そもそも貸付契約で損害賠償を受けるかどうかすら判断していないというのが二十四の結論なのに、なぜ売払いのことがもう決まっちゃっているのか。

私、この件、二月二十六日にも予算の分科会で

聞きましたが、理財局長の答弁が、趣旨が私にはよくわかりませんでしたので、改めてこの点について御答弁を明確にお願いします。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

先般の予算委員会分科会での私の答弁が不十分であったという御指摘だと思います。まことに申しわけありません。

その上でお答えを申し上げますが、今委員から丁寧にお話をいただきましたとおり、法律相談の二十四番目の文書の最後にフローチャートのようものが示してあります。委員お話しいただきましたように、左側の一番下のところであればそういうことになるということなんです。その二十四日の時点でこれは現場の部門が訪ねていて、それに対して三月三十一日だったか三十日だったかに返事をしている、法曹部門が返事をしているという状況です。

要すれば、事実関係は、まだ三月二十四日までの時点の事実関係のみをもって相談しているという状況であります。恐らく、紙をつくったのは二十四日よりちよつと前だったのかもしれない。

そういう状況のもとで、三月十四日の日に初めて現場確認をし、それから三月二十四日の日には実は先方と話をし、先方の弁護士さんから、なかなか航空局の方で全部処理ができないのであれば、時間が切迫しているんで、瑕疵担保免除の特約をつけてもいいから買いたいという話があり、更に三月三十日それから四月五日と現場確認をして、その中で、今、事実関係が明らかにならないとわからないと委員おっしゃいました。そのとおりで

ございます。現場確認をする中で、事実認定をすれば、今のフローチャートでいう一番下の状況、要すれば、左側の一番下、要すれば、貸付合意書の五条で想定していたものを超える状況にあるというふうな現場の統括官の部門として判断をして、売買に至っているということでございます。

委員のおっしゃっているとおり、本当であれば、その現状認識をもう一回確認をした上で、もう一回法律相談部門に相談をして、それで売買契約に至るといことが本来ではないかという御趣旨ではないかと思いつながらお尋ねをお聞きしておるんですが、翌年四月に開校が迫っているということも含め、あるいは、現場の状況を見て、現場の統括官とすれば、五条を超えていることは明確だということふうな判断をして、売買契約の方に進んでいったという状況だということふうな認識をしております。

委員の御指摘はよく承知をした上で、そういうふうな認識をしてやったということだと思っております。

○階委員 もう時間が来たので終わりますけれども、その前の段階が丁寧に行っているがゆえに、何かここだけ中間が省略されていきなり結論に行っているのが不自然ではないんですね。

今、事実関係はちゃんと確認したということなんですが、であれば、その関係の文書を出してください。全く、この二十四と二十五の間の、どういう過程を経て売払いに行ったかというのが全くわからないんですね、この文書だけ見ている限りその過程がわかる文書を提出していただきたいと

思います。

委員長、お取り計らい願えますか。

○平口委員長 理事会で協議します。

○階委員 ちょっと時間が来ましたので、法務大臣には、訟務局、やはりこういう問題について、もっと利用を促して、未然にそんなおかしなことが起きないように防ぐのが私は訟務局の本来の役割だと思えます。

以上です。ありがとうございました。